

食料品等自動販売機設置事業者募集要項

群馬県立藤岡工業高等学校では、学校施設に食料品等自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
群馬県立藤岡工業高等学校の一部	群馬県藤岡市下戸塚 47-2	生徒玄関脇（建物）	1.40 m ² （1.40m×1.00m）

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

- (3) 貸付期間

令和8年12月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

- (4) 参考データ（施設の概要、令和8年10月1日現在）

生徒数 175 名 職員数 42 名

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送とし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(2) 申込期間

①持参する場合

申込受付期間：令和8年10月14日（水）から令和8年10月23日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

提出場所：藤岡市下戸塚47-2

群馬県立藤岡工業高等学校 事務室

電話：0274-22-2153

②郵送の場合

申込受付期間：令和8年10月14日（水）から令和8年10月23日（金）午後4時必着

送付先：〒375-0012

藤岡市下戸塚47-2

群馬県立藤岡工業高等学校 事務室

※1 配達証明又は簡易書留により送付すること。

※2 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人	会計局会計管理課の入札資格認定を受けている者は省略可
①	入札参加申請書	○	○	
②	身分証明（市町村発行のもの）		○	省略可
③	誓約書	○	○	
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		省略可
⑤	確定申告書（写）		○	省略可
⑥	印鑑証明書	○	○	省略可
⑦	群馬県税の完納証明書	○	○	省略可
⑧	設置する自動販売機のカatalog	○	○	
⑨	食品衛生責任者の資格を示すもの	○	○	

※ ②、④、⑥、⑦については、発行後3か月以内の原本とする。

※ ⑨については、牛乳、乳飲料（缶入り、ロングライフ牛乳を除く）及び乳製品等を販売する場合に必要とする。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月22日（木）までの日（群馬県の休日を定める条

例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間
（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出方法

質問書（群馬県所定様式）を持参する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年10月23日（金）までに学校のホームページに掲載する。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年10月27日（火）までに、申請者あて結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年11月4日（水）午前10時30分

(2) 場所

〒375-0012

群馬県藤岡市下戸塚47-2

群馬県立藤岡工業高等学校

8 契約

落札者決定後、令和8年11月9日（月）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約書を締結する。

9 問い合わせ先

〒375-0012

群馬県藤岡市下戸塚47-2

群馬県立藤岡工業高等学校 担当：事務室 井田

TEL：0274-22-2153

FAX：0274-22-6743

E-mail：ida-haru@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。